

## 地域商業活性化事業

### 1 趣 旨

上昇が続く物価高騰等により消費者の買い控えの影響を受ける商店街等への来街を促し、売上回復に向けた消費喚起を図るための取組を支援する。

### 2 事業内容

#### (1) 地域消費活性化事業

商店街等においてプレミアム付きの商品券を発行する事業への支援

#### (2) 商店街買い物環境整備事業

商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための整備又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための施設整備への支援

	(1) 地域消費活性化事業	(2) 商店街買い物環境整備事業
対象事業	商店街等においてプレミアム付きの商品券を発行する事業 ・プレミアム付き商品券の発行に係るプレミアム負担分 ・事務費（消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、委託料）	商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。 【例】 ①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など ②防犯カメラ
対象事業者	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、任意団体、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、事業実行委員会等	
補助率	2 / 3 以内	①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修 1 / 3 以内（かつ市町村が補助する額の範囲内） ②防犯カメラの新設及び改修 1 / 2 以内 （かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内）
補助限度額	10,000 千円	2,000 千円（下限：200 千円）
備考	○事業に取り組む商店街毎の特性に応じた目標（KPI）を設定すること。 ○事業終了後、翌日から起算して6か月以内に「成果報告書」を提出すること。	○令和5年の秋に実施しました希望調査を御提出いただいた団体を優先的に採択 ○事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施（交付申請前）
留意事項	○発行・販売額及びプレミアム率に上限は設けておりません。 ○公金で補助することが不適切と考えられる経費は補助対象外とします。 ○たばこ事業法の定めにより、タバコはプレミアム付き商品券の対象外です。	○本事業は、市町村からの補助が条件 ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助